

インフルエンザの発症から再登校（園）までの流れ

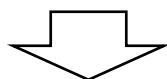
呉市学校安全課
呉市子育て施設課

① インフルエンザが疑われる症状の発症

医療機関を受診してください。

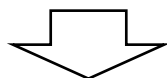
呉市内の医療機関には、呉市から医師会を通じて「インフルエンザ罹患証明書」が配布されていますが、インフルエンザの流行期には足りなくなる可能性もあることから、念のため、学校（園）から配付してもらおうか、呉市ホームページから印刷した上で、受診してください。

ご不明な点は、学校（園）へお問い合わせください。



② 医療機関受診・インフルエンザ罹患証明

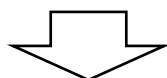
インフルエンザと診断されたら、「インフルエンザ罹患証明書」に発症日等を医師が記入します。（必要事項（発症日，診断日，医療機関名，医師氏名又は代表者氏名）が記載されている場合は，各医療機関が用意した書式でも差し支えありません。）



③ 学校（園）に電話で報告

学校（園）に電話で，次の3点を報告してください。

- ①乳幼児児童生徒の氏名
- ②学年・クラス（乳幼児の場合は，年齢）
- ③罹患証明書に記載されている発症日

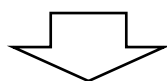


④ 自宅安静，発熱の経過を記録

発症後5日かつ解熱後2日（乳幼児にあっては3日）を経過するまでは登校（園）できません。自宅で安静に過ごしてください。

罹患証明書には、「インフルエンザ経過報告書【保護者記入】」があります。

毎日，午前と午後に1回ずつ検温の上，記入をお願いします。



⑤ 必要期間安静後，インフルエンザ罹患証明書をもって登校（園）

学校（園）で「インフルエンザ経過報告書」を確認後，登校（園）を許可します。

なお，登校許可を得るために医療機関を再受診する必要はありません。